

# 介護職員初任者研修養成講座 学則

平成29年12月7日

(ア) 事業者の概要

特定非営利活動法人 千葉健康生きがい支援ネット

理事長 山口 勇 治

千葉県銚子市小畑新町8539番地の6

(イ) 事業の目的

少子高齢化の伸展に伴い、高齢者、身体障害者、心身障害児（者）等の増大かつ多様化する介護ニーズに対応する知識及び技術を有する介護職員を養成することを目的とする。

(ウ) 初任者研修の名称

介護職員初任者養成研修事業

(エ) 実施課程及び方法

通学課程

(オ) 研修実施場所

銚子市青少年文化会館

特別養護老人ホーム松籟の丘

株式会社銚子マリーナ

(カ) 研修期間

平成30年4月14日～平成30年8月26日

平成30年11月10日～平成31年3月24日

(キ) 受講対象者及び定員

受講を希望し受講者として適当と認められる者で、定員は24名とする。

(ク) 研修カリキュラム及び担当講師名（別紙）

介護職員初任者養成研修課程カリキュラム（基準時間130時間）

(ケ) 実習協力施設

社会福祉法人 恵和会（さざんか園）

特別養護老人ホーム 松籟の丘

社会福祉法人 マリンピア

社会福祉法人 讚寿会（かすが苑）

有限会社 弘誠会看護婦家政婦紹介所

有限会社 ゆかり訪問介護サービス

有限会社 さんきゅう

(コ) 研修参加費用（受講料・テキスト代等）

一般は87,300円（テキスト代、実習費含む）

高校生は85,300円（テキスト代、実習費含む）

(サ) 研修終了の認定方法

研修の講義、演習及び実習について、全カリキュラムを履修し、筆記試験を実施して、修了の認定を行った者を研修修了者として認定し、修了証書及び携帯用修了

証明書を交付する。

科目免除を希望する者は、事前に申請のうえ許可を受けた場合においてのみ研修修了を認定する。研修受講者が、やむを得ない事情（自己都合は認められない）等により、養成研修の一部を受講しなかった場合は、原則として8ヶ月以内に修了すること。但し、やむを得ない場合は1年6カ月以内とする。

(シ) 研修欠席者に対する補講等の取扱い

研修受講者が、所定の用紙で届け出し、やむを得ない事情等により、養成講座の一部を欠席した場合は、原則として次期以降で履修するものとする。

(ス) 修了証書等の交付

研修修了者に対し、修了証書及び携帯用修了証明書を交付する。

(セ) 初任者研修事業責任（担当）者

特定非営利活動法人 千葉健康生きがい支援ネット

理事長 山口 勇 治

(ソ) 受講者の本人確認の方法

受講申込み時は、公的な身分証明書等で本人確認を行う。又、受講申込書は本人の自署捺印、本人の単身胸から上の写真を添付する。

受講日は、受講者と受講本人の確認を行う。

(タ) その他、養成研修に係る留意事項

① 休学・復学・退学

所定の用紙に必要事項を記入し提出するものとする。復学において、受講開始日より修業年限以内に全てのカリキュラムを修了する見込みがあると認めた場合は、受講していない講義の再受講で修了を認定する。それ以外の方は、全てのカリキュラムを初めから受講する。受講途中で退学する場合の受講料の払い戻しはしないものとする。

② 遅刻・早退・欠席

所定の用紙で届け出し、やむを得ない事情等により、遅刻・早退・欠席した場合は原則として次期以降で履修するものとする。

③ 届出事項の変更

氏名・住所・電話番号などの変更が生じた場合は、速やかに事務局へ届け出るものとする。

④ 秘守義務を厳守する。

・ 受講手続き（募集要領等）

① 募 集 広報、新聞掲載、ホームページ等にて案内する。

- ② 手続き 1. 電話等で仮予約し指定の受講申込書にて申し込みする。  
2. 受講決定通知を受け取り開講式に出席する。